

家族会員登録マニュアル

この資料は、家族会員登録についての情報やよくある質問について、各担当各課によって作成された資料や、当課の担当職員がご質問に答えるため、担当課に照会して得た情報などをもとに整理したものです。家族会員登録がスムーズに行われるよう、どうぞご活用ください。

※ この資料は、既存の資料等を再編集し、日本語のみで作成したものです。

太平洋アジア課

(目次)

- i 家族会員登録についてのよくある質問
- ii 既存の会員の配偶者を登録する場合の注意
- iii 家族会員入力方法
- iv クラブ支部編成および家族会員会費制度について
- v 添付関連書式

i 家族会員についてのよくある質問

(2008 年 4 月 国際本部太平洋アジア課作成)

No.	質問	答え
1	家族会員はどのように報告すればよいですか。	オンラインまたは紙面で報告できます。
1-(a)	既存の会員の配偶者(または同居している他の家族員)を新入会員/家族会員として登録する場合 - オンライン	既存の会員の配偶者を登録する場合の入力方法に従って、必ず入力してください。 (この方法で入力しませんでした、入会費は免除されず、国際会費も半額にはなりませんのでご注意ください。)
1-(b)	同上 - 紙面	新入会員が記入された月例会員報告書と必要事項が記入された家族証明用書式を必ず <u>一緒に</u> 送付してください。
1-(c)	クラブ支部を結成する際に、支部会員を家族会員として登録する場合	クラブ支部を結成する際には、オンラインで報告しないで下さい。この場合は、次の紙の報告書を必ず <u>一緒に</u> 提出して下さい。 ・ クラブ支部通知書 ・ 支部会員変更届 ・ 家族証明用書式 詳細は、iv「クラブ支部編成および家族会員会費制度について」をご参照ください。
1-(d)	上記以外の家族会員登録方法	オンライン - 家族会員入力方法をご参照ください。 紙面 - 新入会員でない場合には、家族会員証明用書式のみを提出します。
2	誰が家族会員になることが出来ますか。	<u>同居している</u> 家族員（成人） 同じクラブである必要があります。同じクラブのクラブ支部でも構いません。
3	家族会員の資格を満たしていることはいつどのように証明すればよいですか。	クラブ幹事は、家族から提示される証拠書類で、世帯主との関係、及び同居していることを確認し、次の通り証明します。 オンラインの場合： 入力方法に従い入力する際、「家族関係確認に用いた証明書」と「同居確認に用いた証明書」のドロップダウン・メニューから証明書を選択します。 紙で報告する場合： 家族証明用書式の最後のページにある記号を用い、「世帯主との関係」、「家族関係及び同居していることの確認に用いた証拠文書」の記入箇所にそれぞれ該当する記号を記入します。2 ページ目には、クラブ幹事の署名が必要です。
4	家族会員の会費はどうなりますか。	家族会員の入会費は免除、国際会費は半額になります。但し、世帯主(家族会員一人目)の入会費及び国際会費は通常の金額が請求されます。地区やクラブの会費については、各キャビネットにお尋ねください。
5	新入会員報告の時に、同時に家族会員報告をし忘れしました。どうしたらよいですか。	太平洋アジア課までファックス(630) 203-3777 または Eメール Hiroko.Rice@lionsclubs.org までお問い合わせください。
6	家族会員をまちがって報告しました。	何をどのように訂正する必要があります

	どのように訂正したらよいですか。	か、太平洋アジア課へお知らせください。
7	50名の家族会員をオンラインで登録しようとしたら、エラーになりました。どうしたらよいですか。	WMMRでは新入会員は同じ月に32名までしか登録できないようにプログラムされております。「これ以上は出来ません」というメッセージが出た場合には、追加報告分は国際本部の会員記録課で入力を行わなければなりません。新入会員を登録する際に同時に家族会員として登録する必要がありますので、追加分を紙の月例会員報告書と家族証明用書式にご記入の上、 <u>一緒</u> にお送りください。
8	既存の会員を、別の会員の家族会員として登録するにはどうしたらよいですか。	WMMRでは、クラブ/家族会員のサイトから入力します。詳細については、家族会員入力方法の2ページ目にある クラブ—家族会員 をご参照ください。紙で報告する場合には、家族証明用書式をご提出下さい。
9	家族会員として何名まで登録できますか。	同居している家族員(成人)であれば、一世帯につき <u>世帯主を含めて5名</u> まで家族会員になることが出来ます。
10	家族会員の会員としての資格は正会員と同じですか。	原則として同じですが、例会出席やライオン誌の送付などについて異なる部分があります。詳しくは地区のエクステンション委員長にご確認ください。
11	マニュアルを読んでも登録方法についての疑問が解消しません。	太平洋アジア課までファックス(630) 203-3777 または Eメール Hiroko.Rice@lionsclubs.org までお問い合わせください。
12	家族会員会費半額制度はいつまで有効ですか。	この制度は2007年1月1日に有効となりましたが、ライオンズクラブ国際協会会則の一部として批准された永続的なプログラムです。
13	終身会員は、家族会員プログラムを利用できますか。	はい。終身会員を世帯主(家族会員一人目)として登録した場合、家族会員二人目からは、家族会員会費半額制度が適用されます。
14	「家族会員プログラム及び家族会費に関する規定」のなかで「有資格の家族会員は全員、すべての権利及び特権を有する正会員である」という一文がありますが、「正会員」以外の種類の会員 賛助会員・準会員・名誉会員・終身会員・不在会員・優待会員は、家族会員の世帯主としても家族としても登録できるのでしょうか。	終身会員は、正会員が持つすべての権利と特権を備えているので、正会員としてみなされます。他の会員種類(賛助会員・準会員・名誉会員・不在会員・優待会員)は、正会員が持つすべての権利と特権を備えておりません。従いまして、家族会員プログラムをご利用いただくことができるのは、「正会員」と「終身会員」のみです。但し、終身会員は家族会員 <u>世帯主</u> として登録する必要があります。
15	国際協会ウェブサイトにある行事予定表に5月31日または11月30日が家族会員申請書提出期限である旨記されていますが、それ以後は家族会員の申請はできないのでしょうか。	これは既存の会員の場です。既存の会員の家族会員申請書を5月31日または11月30日までに提出すれば、次回の半期分国際会費請求時から二人目家族会員の会費が半額になるということです。新会員の場合は、いつでも新会員と同時に家族会員として登録すれば、入会時から家族会費制度が適用されます。

ii 既存の会員の配偶者を登録する場合の注意

既存の会員の配偶者(または同居している他の家族員)を新入会員/家族会員として登録する場合

オンライン家族会員登録方法

世帯主(家族会員一人目)が既存の会員、家族会員二人目が新入会員

以下の通り、まず既存の会員を世帯主として登録してから、新入会員を家族会員として登録しないと、入会費は免除されず、国際会費も半額にはなりませんのでご注意ください。

1. 「クラブ」をクリックします。
2. 「家族会員」をクリックします。
3. 「新しい家族会員世帯を登録する：」の右隣にある「新規」ボタンをクリックします。
(注意：一世帯ごとに入力します。違う世帯主を登録するには、一世帯の入力が終わってから、改めて入力します。)
4. 世帯主として登録したい会員名の左にある「世帯主」ボタンをクリックします。世帯主は一名だけ選択します。こうして世帯主を選択することにより、この会員の「世帯主」ボタンと「家族会員」ボックスに印が付き、「関係」欄には、「世帯主(家族会員一人目)」と自動的に入力されます。
5. 「家族関係確認に用いた証明書」と「同居確認に用いた証明書」のドロップダウン・メニューから該当する項目を選択し、出生年(西暦)が入力されていない場合には入力します。
6. 画面の一番下までスクロールし、「保存」ボタンをクリックします。
7. 画面上部のメニュー・バーにある「会員」をクリックします。新入会員を報告する際、会員基本情報ページにある「家族会員ですか？」の「はい」に印を付け、新入会員の情報を入力します。
(このように新入会員を報告する際に同時に家族会員として報告しなければなりません。「いいえ」にして保存しますと、普通の新入会員として登録され、入会費及び国際会費全額が自動的にクラブ口座に請求されてしまいますので、ご注意ください。)
8. 「家族会員」タブまたはボタンをクリックし、新入会員の家族会員情報ページを開きます。
9. 「家族会員一人目/世帯主」には、チェックマークを付けないで下さい。ここにチェックマークを付けて保存すると、上記と同様に入会費及び国際会費全額が自動的にクラブ口座に請求されてしまいます。

- 10.「世帯主氏名：」の右隣にあるドロップダウン・メニューから世帯主(家族会員一人目)の氏名を選択します。
- 11.「世帯主との関係」、「家族関係確認に用いた証明書」、「同居確認に用いた証明書」もドロップダウン・メニューから選択し、出生年(西暦)を入力します。
12. スポンサーのページにスポンサー情報を入力します。
- 13.最後に、必ず「**会員情報の保存**」ボタンをクリックします。

iii 家族会員入力方法

家族会員入力方法は二通りあります：

1. 「会員」リンクで新入会員を家族会員として登録または記録更新する方法は下記をご参照ください。
2. 「クラブ」リンクで既存の会員を家族会員として登録または記録更新する方法は2ページ目をご参照ください。

注意： 世帯主(家族会員一人目)を最初に入力して下さい。世帯主を登録したら、次にその世帯の家族会員を入力します。

会員 - 家族会員

新入会員を家族会員として登録する場合

世帯主が既存の会員の場合には、新入会員を報告する前に必ず、本書 2 ページ目を参照し、世帯主を登録してください。

新入会員を登録するには、新入会員の登録リンクをクリックします。会員基本情報の画面では、「家族会員ですか？」の「はい」または「いいえ」に印を付けなければなりません。新入会員が家族会員の場合には、次の通り行って下さい：

- 「家族会員ですか？」の隣にある「はい」のラジオボタンを必ずクリックし、新入会員の情報を入力します。
- 新入会員の情報を入力し終わったら、「家族会員」タブまたはボタンをクリックします。

家族会員の画面が表示されます。この新入会員を家族会員一人目(世帯主)として登録したい場合には、「家族会員一人目/世帯主：」の右側にあるボックスをクリックします。二人目以降の家族会員の場合には、このボックスをクリックしないで下さい。



この新入会員が家族会員一人目(世帯主)ではない場合には、次の画面に表示されているように、「世帯主氏名：」の右側にあるドロップダウン・メニューの矢印をクリックします。次に、新入会員の世帯主の氏名をクリックして選択します：



「世帯主との関係」、「家族関係確認に用いた証明書」、「同居確認に用いた証明書」もドロップダウン・メニューから選択し、出生年(西暦)がまだ入力されていない場合には入力します。

新入会員の登録を完了するには：

- 「スポンサー検索」ボタンをクリックし、スポンサー情報を入力します。
- 「会員情報の保存」ボタンをクリックします。

この新入会員はクラブ会員リストに加えられると同時に家族会員として登録されます。上記の通り新入会員を報告する際に同時に家族会員として報告しなければなりません。

既存会員の情報を更新する場合

「会員」のリンクから、既存の会員を家族会員として登録したい場合(会員の記録を更新したい場合)は、次の通り行って下さい：

- 会員情報の更新リンクをクリックします。
- 「家族会員ですか？」の隣にある「はい」のラジオボタンをクリックします。
- 「家族会員」タブまたはボタンをクリックします。
- 新入会員の場合と同じように、家族会員の情報を入力します。
- 「会員情報の保存」ボタンをクリックします。

クラブ – 家族会員

「クラブ」のリンクから、既存の会員を家族会員として登録することができます。「クラブ」リンクをクリックし、「家族会員」リンクをクリックすると、家族会員のページが表示されます。

新しい家族会員世帯を登録する場合

新しい家族会員世帯を登録するには、「新規」ボタンをクリックします。

家族会員管理ページが表示されます。

新しい家族会員世帯(一世帯のみ)を登録するには：

- 画面をスクロールして、会員リストの中から家族会員一人目(世帯主)の氏名を探し、その氏名の左側にある世帯主ラジオボタンをクリックすることにより、世帯主を選択します。世帯主は一名だけ選択します。各証明書欄のドロップダウン・メニューから該当する証明書を選択し、出生年(西暦)が入力されていない場合には、半角英数字で入力します。
- 次に、この世帯の家族会員を選択するには、その会員名の右側にあるチェックボックスをクリックしチェックマークを付けます。右側の各欄にあるドロップダウン・メニューから該当する項目を選択し、出生年(西暦)が入力されていない場合には、半角英数字で入力します。
- 画面の一番下までスクロールし、「保存」ボタンをクリックします。

An asterisk (*) next to a field indicates that the field is required.

注意: 一世帯ごとに入力して下さい。一世帯につき、世帯主を含み合計 5 名まで選択することができます。

一旦この家族会員世帯が保存されたら、家族会員ホームページに戻ります。他の家族会員世帯を登録するには、改めて同じように入力します。クラブ運営管理ホームページに戻るには、「戻る」ボタンをクリックします。

家族会員情報を更新する場合

「家族会員情報を更新するには、世帯主を選択して下さい:」の下に表示されている世帯主(家族会員一人目)の氏名の右側にある「更新」ボタンをクリックします。この世帯に家族会員を加える、または家族会員を取り消すことができます。

次の画面には、上部に世帯主(家族会員一人目)が表示されています。この世帯に家族会員を加えるには、まず画面の下方にある会員リストの中からこの世帯に加える家族会員の氏名を見つけ、その氏名の右側にある家族会員ボックスにチェックマークを付けます。右側の各欄にあるドロップダウン・メ

ニューから該当する項目を選択し、出生年(西暦)が入力されていない場合には入力します。

最後に、「保存」ボタンをクリックします。

家族会員を取り消す場合は、氏名の右側にある家族会員ボックスに付いているチェックマークを取り除きます。チェックマークを一度だけクリックし、しばらく待ちますとチェックマークが消えます。最後に必ず「保存」ボタンをクリックして下さい。

世帯主を取り消す方法

世帯主を取り消すには、次の通り行って下さい:

- 取り消したい世帯主の氏名の右側にある「更新」ボタンをクリックします。
- まず、この世帯の二人目以降家族会員全員のチェックマークを取り除き、「保存」ボタンをクリックします。
- 上記の通り二人目以降の家族会員を全員取り消してから、世帯主の氏名の右側にある家族会員ボックスをクリックし、チェックマークを取り除きます。
- 「保存」ボタンをクリックします。

上記を行うと、家族会員ホームページに表示されていた世帯主の氏名が削除されます。

iv: クラブ支部編成および家族会員会費制度について

クラブ支部とは:

クラブ支部とは、既存の(親)ライオンズクラブの会員が、通常 20 名に満たない少人数でグループを作り、親クラブとは別の地で例会を開き、奉仕活動を行なう場合に結成する。〔正規のライオンズクラブをチャーター(結成)するためには最低 20 名の会員が必要である〕

家族会員が同時にクラブ支部を編成する場合の手続き:

提出すべき書類:

- ▶クラブ支部通知書
- ▶支部会員変更届
- ▶家族証明用書式(紙面)

- 親クラブがクラブ支部申請時に、その配偶者について家族証明用書式(紙面)と一緒に提出することで、クラブ支部に入会する家族会員として入会金 25 ドルが免除され、国際会費半額の即時適用を受けることができる。
- 家族証明用書式にある「家族会員一人目/世帯主」の欄には、親クラブの会員(世帯主)の情報を記入し、「二人目の家族員」の欄には、その配偶者であるクラブ支部会員の情報を記入する。その際には、必ず書式 4 ページ目にある記号を該当する箇所に記入すること。2 ページ目には、クラブ幹事の署名も必要である。

(注)

- クラブ支部申請書類提出時に家族証明用書式(紙面)を提出せず、そのため一旦通常のクラブ支部会員として手続きされた場合には、正規のクラブ支部会員に対する入会金 25 ドルおよび国際会費全額が請求される。
- クラブ支部編成時にクラブ支部会員の中に家族会員会費制度の適用を受けることができない会員がいる場合、それらの会員に対しては 25 ドルの入会金および国際会費全額が請求される。そのクラブ支部会員に親クラブの配偶者がいる場合には、それらの会員は前述の通り所定の書式を提出することで家族会員制度の適用を受けることができる。
- 期間を限定して数年前まで実施されていた現ライオネスおよび元ライオネスが既存のライオンズクラブに入会するか、あるいは新ライオンズクラブに入会する場合に適用されていた入会費(チャーター費)免除プログラムは、現在は採用されていない。

v 添付関連書式

- クラブ支部通知書 (CB1)
- 支部会員変更届 (CB2)
- 家族証明用書式 (MPFM006) 以下のアドレスからダウンロードできます
http://www.lionsclubs.org/JA/content/pdfs/family_certificationJA.pdf
- 月例会員報告書 (C-23-A) 以下のアドレスからダウンロードできます
http://www.lionsclubs.org/JA/content/pdfs/C-23-A_JA.pdf